

第5章 重点整備地区の基本構想

バリアフリー新法に基づき、重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の、重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を定めます。

1 共通事項

基本構想で定める事項に関して、2 地区共通の内容を以下に示します。

(1) 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

移動等円滑化に当たっては、バリアフリー新法の目標達成も考慮しつつ、バリアフリー歩行空間ネットワークの形成を長期的に達成することを基本に考えます。

その中で、緊急性・実現性の高い事業については短期的に対応するものとし、平成22年までの移動等円滑化を目標とします。

また、上記に続いて必要性の高い事業についても、平成25年までの中期的な目標として設定します。

短期、中期には位置づけられないが、長期的に解決すべき課題については、平成26年以降に実施する事業として目標を設定します。なお、継続的に関係する事業者等と協議を進め、早期実現を目指します。

本基本構想で、特定事業として位置づけることができなかった事業については、継続的な協議を行い、必要に応じて基本構想の記載内容の追加又は変更等を検討します。

(2) 生活関連施設及び生活関連経路

ネットワークを意識した生活関連施設、生活関連経路等の設定を行うことを基本に、以下に設定の考え方を示します。

生活関連施設

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する、旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」が対象となり、施設の利用の状況等地域の実情を勘案して市町村が基本構想で定めるものです。

重点整備地区では、優先的に移動等円滑化を推進すべき施設について、高齢者や障害のある人等を含む市民の利用頻度が高い施設を生活関連施設とします。

バリアフリー新法の基本方針では、「当面移動等円滑化のための事業を実施

する見込みがない施設」についても、「対象として位置づけることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載する」とあることから、事業の有無にかかわらず利用頻度の高い施設については、基本的に生活関連施設として記載します。

生活関連経路

生活関連経路とは、生活関連施設相互間の経路であり、施設相互間を結ぶことでバリアフリーのネットワークを形成していく経路のことです。具体的には、一般交通用施設として、道路、駅前広場、通路等が該当します。これらをつなぐ通常徒歩で利用されると考えられる基本的な経路を生活関連経路として位置づけます。

また、バリアフリー新法の基本方針では、「当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない経路」について、「長期的展望を示す上で必要な範囲で記載する」とあることから、ネットワークを構成する必要性の高い経路については、歩道の有無等にかかわらず生活関連経路として記載します。

広域的ネットワーク経路

重点整備地区では、法律で定められた生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化に加え、地区全体の重点的かつ一体的なバリアフリー化を実現していくことも必要です。

このため、小金井市では、事業の実現性や徒歩圏ネットワークの重要性が低い等の理由により生活関連経路に設定しなかった経路（施設相互間の徒歩での移動が想定されない経路や2地区相互間を結ぶ経路、連立事業や都市計画道路の整備など他事業の実施にあわせて整備すべき経路等）についても、将来的なバリアフリー化を実現するため、「広域的ネットワーク経路」という市独自の経路を設定し、地区内や地区間の広範なバリアフリーネットワーク形成を図ります。

なお、広域的ネットワーク経路は、関連する他の事業機会等を活用しながら、積極的にバリアフリー推進を図る経路と位置づけます。

【広域的ネットワーク経路の考え方】

地区内の広域的なネットワーク性

- ・・・ 駅相互間や徒歩での移動が想定されない施設相互間を結ぶネットワーク経路として、地区内の広域的なネットワーク性が保たれていること

2地区相互間のネットワーク性

- ・・・ 2つの重点整備地区の相互間を結ぶネットワーク経路として、広範なバリアフリーネットワーク形成を図るべき経路であること

(3) 生活関連施設及び生活関連経路等における移動等円滑化について

移動等円滑化の基本的な方向性

基本構想の検討段階で実施した、高齢者や障害のある人等のアンケート調査やワークショップによるバリアフリー点検の結果から、バリアフリー化に向けた問題点を抽出しました。

この問題点について、各事業者が検討した対応方針をもとに生活関連施設及び生活関連経路における移動等円滑化のための特定事業の内容を示します。

【バリアフリーに関するアンケート調査結果の概要】

実施概要

対象者：高齢者、障害のある人、妊産婦、ベビーカー使用者、その他の市民等

配布・回収方法：

- ・高齢者、障害者等の各団体（親の会等含む）等に配布の協力依頼
- ・市内保育園等に配布・回収箱を設置
- ・市内公民館や主要公共施設に配布・回収箱を設置
- ・インターネット・ホームページにおいて回答募集
- ・その他必要に応じて個別に協力依頼等を行う

実施期間：平成 18 年 11 月～12 月

配布・回収数：

- ・配布票数約 1,000 票
- ・回収票数 381 票（うち、インターネットによる回答が 24 票）

回答者の属性

性別では女性の回答が多く、約 54% を占めました。男性の回答は約 40% でした（不明 6%）。年代では 65 歳以上の回答者が半数程度を占め、高齢者の回答が多い結果となっています。居住地では、市内全般的にばらついており、市外の方からの回答が 28 票、都外からの回答が 3 票ありました。

身体障害者手帳所持者が全回答者の 23.9%、愛の手帳所持者が全回答者の約 10.6% でした。肢体不自由者（下肢）が最も多く 43 人、上肢・下肢・体幹を合わせた肢体不自由者合計では 85 人に及びました。また、視覚障害者は 10 人、内部障害者は 16 人、聴覚障害者は 12 人となっています。

その他、現在妊娠していると回答した方が 3 人、ベビーカーを使用していると回答した方が 37 人でした。

市内施設の利用頻度とバリアフリーに対する意識

よく利用する施設としては長崎屋が最も多く、順にオーケー、西友となっており、大型商業施設の利用が特に多くなっています。その他よく利用する施設としては、公共施設では小金井市役所（第二庁舎）、保健福祉施設では福社会館、障害者福祉センター、都市公園では小金井公園が多くなっています。

施設のバリアフリーに対する意識では、多くの利用施設で、使いにくいと回答した人が使いやすいと回答した人を大きく上回る結果となりました。

駅の利用頻度とバリアフリーに対する意識

3か月以内での利用状況では武蔵小金井駅が最も多く、回答者の72.7%が利用していると回答しています。最も良く利用する駅としては武蔵小金井駅となり、次いで東小金井駅、新小金井駅の順となりました。

新小金井駅のバリアフリーに対する意識では、移動のしやすさと設備の使いやすさについて、非常に便利を感じる、及び便利に感じると回答した人と不便を感じる、及び非常に不便に感じると回答した人の割合がほぼ同数であるのに対し、案内のわかりやすさについては便利に感じると回答した人が不便に感じると答えた人に比べ多くなっています。

しかし、どちらでもないと回答した人がどの質問にも多く、バリアフリーに対しての意識が高くないもしくは意識をしていないことが考えられます。

なお、JR中央本線の連続立体交差事業が行われているため、武蔵小金井駅及び東小金井駅を除く西武多摩川線の新小金井駅のみの調査としました。

市内道路のバリアフリーに対する意識

歩道については、非常に便利を感じる、及び便利に感じると回答した人の割合に対し、不便を感じる、及び非常に不便に感じると回答した人の割合が非常に多くなっており、全般的に不便と感じている傾向があります。

交差点・横断歩道については、意見が分かれる結果となっています。

その他バリアフリーに対する主な意見

肢体不自由者

- ・エレベーター、スロープ等の設置
- ・歩道の広幅員化

視覚障害者

- ・歩道上の自転車等の障害物解消

ベビーカー使用者

- ・ベビーカー用マークの設置
- ・トイレへのベビシート設置

高齢者

- ・休憩施設（ベンチ）設置
- ・外来語使用時の解説添付

取組姿勢

- ・当事者の意見反映の実施
- ・定期的・継続的な取り組みの実施

心のバリアフリー

- ・ソフト面＝心のバリアフリー化推進

その他

- ・工事中のバリアフリー化実施
- ・ユニバーサルデザインへの配慮

小金井市特有の課題

- ・新駅の十分なバリアフリー化の実施
- ・急な坂道におけるバリアフリー化の実施

【ワークショップによるバリアフリー点検の結果の概要】

実施概要			
	点検エリア	開催日	参加人数
第1回 ワークショップ	武蔵小金井駅周辺	平成19年 10月1日	48名
第2回 ワークショップ	新小金井駅・東小金井駅周辺 小金井公園周辺	平成19年 10月17日	60名

開催内容：

- ・まち歩き
- ・課題マップ作成
- ・まとめ



写真 5-1 ワークショップの開催風景

バリアフリー点検結果

バリアフリー点検では、鉄道駅、道路、公園、建築物などについて様々な問題点や課題が寄せられました。

ワークショップで寄せられた問題点や課題については、「小金井市交通バリアフリー基本計画策定調査委託その2 報告書」に掲載しております。

生活関連施設の移動等円滑化について

ア 鉄道駅

(ア) 特定旅客施設（武蔵小金井駅、東小金井駅）

公共交通移動等円滑化基準への適合

特定旅客施設となる鉄道駅は、JR中央本線連続立体交差事業の進捗にあわせ、「公共交通移動等円滑化基準」に基づき、駅構内の主要施設（券売機、改札口、エレベーター、エスカレーター、ホーム、トイレ、休憩施設、案内板等）のバリアフリー化を実施します。

(イ) その他の旅客施設（新小金井駅）

公共交通移動等円滑化基準への適合努力

特定旅客施設以外の旅客施設については、鉄道事業者のバリアフリー化実施時期に、「公共交通移動等円滑化基準」に適合する駅構内の主要施設（券売機、改札口、エレベーター、エスカレーター、ホーム、トイレ、休憩施設、案内板等）のバリアフリー化整備に努めるものとします。また、個別設備については、適切な維持管理や更新等に努めます。

イ 公園

都市公園移動等円滑化基準への適合努力

公園については、「都市公園移動等円滑化基準」に基づき、特定公園施設（出入口、園路、広場、休憩所、駐車場、トイレ、水飲み場、管理事務所、掲示板、標識等）のバリアフリー化整備に努めることとします。

ユニバーサルデザインに配慮した整備の推進

公園は高齢者や障害のある人等だけでなく、多様な利用者と多様な活用方法が想定される施設であるため、全ての人にとって使いやすいことを目標として、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進していくこととします。

ウ 建築物

移動等円滑化実施の努力

生活関連施設に位置づけられた建築物等においては、移動等円滑化のための事業の実施に努めるものとします。

なお、当該施設が特別特定建築物の場合は、バリアフリー新法により建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることが定められています。

実施可能な事業から位置づけ

生活関連施設には多くの民間事業者が含まれることから、個々の企業の実状により対応の可否は多様です。

そのため、アンケート調査やワークショップの結果に対し、各事業者との協議を踏まえて実施可能な移動等円滑化のための事業を位置づけます。

移動等円滑化に向けた調整の継続

本基本構想では、実施可能な事業を位置づけますが、今後も継続して移動等円滑化に向けた事業の実施について調整を図っていきます。

生活関連経路の移動等円滑化について

生活関連経路の移動等円滑化について以下に基本的な考え方を示します。

ア 道路

(ア) 歩道等のある道路

道路移動等円滑化基準への適合努力

生活関連経路に位置づけられた歩道等のある道路については、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」(以下、「道路移動等円滑化基準」という。)に適合する整備の実施に努めるものとします。

また、関連する事業機会を捉え、積極的に移動等円滑化の整備を推進します。



写真 5-2 歩道が設置された道路の例 (小金井市内)

(1) 歩道等のない生活道路

交通安全対策実施の努力

小金井市では歩道等のない道路が多く、生活関連施設に接続する道路でも歩道等のない通りが多くあります。これらの特性から、本基本構想では、ネットワークとしての必要性や連続性をかんがみ、歩道等のない生活道路についても生活関連経路として位置づけています。

これらの生活道路においては、道路移動等円滑化基準に適合する整備は困難であります。現状よりも安全な歩行者等の空間の確保が求められます。

そのため、道路管理者と交通管理者で調整を図り、一方通行化やカラー舗装化などの交通安全対策の実施に努めます。



写真 5-3 歩道のない生活道路の例（小金井市内）

イ 交通安全

音響式信号機等設置の努力

生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等について、音響式信号機等の設置、横断歩道の道路標示の設置等に努めます。



写真 5-4 音響式信号機の設置例（小金井市内）

車両等の移動等円滑化について
バリアフリー対応型鉄道車両の導入の継続
鉄道車両の導入時には、移動等円滑化された車両の導入を継続して実施します。



車いすスペースの設置



車内点字案内標の設置

資料：バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）より作成
写真 5-5 鉄道車両のバリアフリー化の例

ノンステップバス導入の継続
車両代替時には、ノンステップバスの導入を積極的に進め、バリアフリー化されたバス車両の導入を継続します。
また、ノンステップバスを導入しても、バス停留所に正着しなければ円滑な乗降が行えないことから、正着性を確保するように努めるものとします。



写真 5-6 ノンステップバスの例

福祉タクシー導入の継続
車両代替時には、福祉タクシー車両の導入を積極的に進め、バリアフリー化されたタクシー車両の導入を継続します。



資料：トヨタ WEB カタログより
写真 5-7 福祉タクシー車両の例

一般タクシー車両の機能充実の推進
また、一般的なタクシー車両においても、多様なユーザーへ配慮し、ユニバーサルデザインに対応した機能の充実を推進します。

路外駐車場の移動等円滑化について

移動等円滑化実施の努力

バリアフリー新法では、バリアフリー化の対象施設として路外駐車場が追加されました。特に、駐車ますの面積の合計が 500 m²以上の特定路外駐車場を新設する場合は、路外駐車場移動等円滑化基準への適合が義務付けられています。重点整備地区内の特定路外駐車場及びその他の路外駐車場については、生活関連施設や生活関連経路とのネットワーク充実のため、路外駐車場移動等円滑化基準へ適合するよう努めることとします。

ユニバーサルデザインに配慮した整備の推進

高齢者や障害のある人だけでなく、運転初心者や妊産婦、外国人等、駐車場を利用する全ての人が利用しやすい駐車場が求められています。そのため、「駐車場ユニバーサルデザインガイドライン（平成 19 年 2 月（財）東京都道路整備保全公社）」等への適合を働きかけるなど、誰もが利用しやすい駐車場づくりを推進します。



写真 5-8 ユニバーサルデザインに配慮して整備された駐車場の例（東京都内）

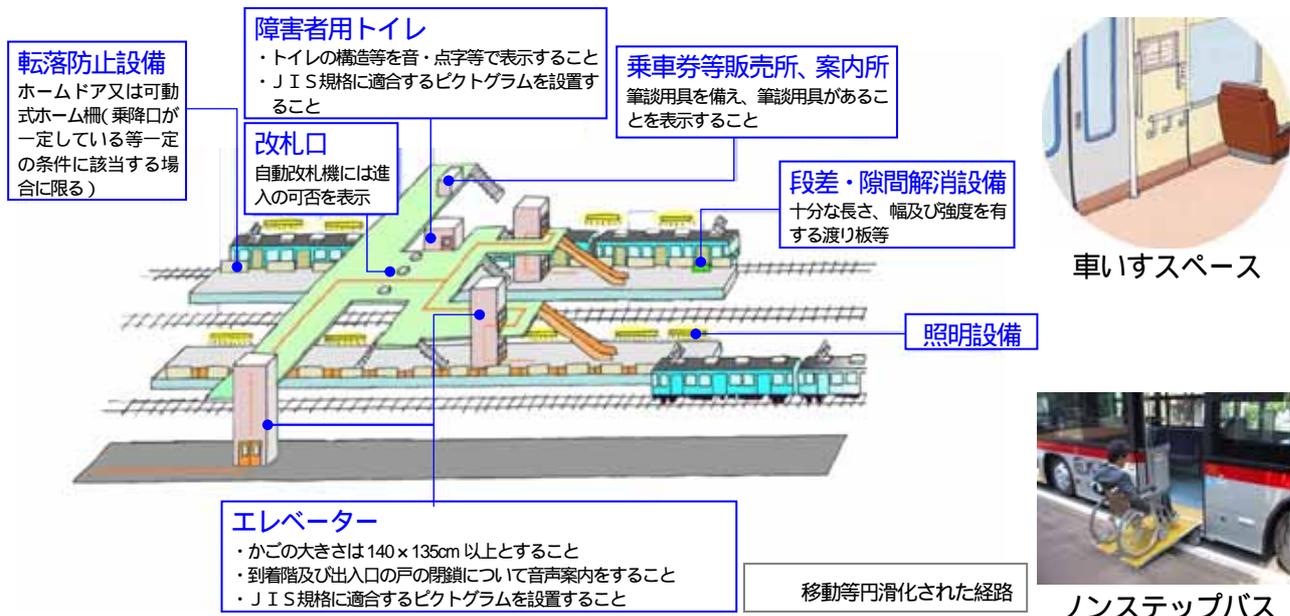
移動等円滑化整備を実施する際に活用する基準等について
 生活関連施設や生活関連経路等のバリアフリー化を実施する際に活用する
 基準やガイドライン、条例などを以下に整理します。

表 5-1 移動等円滑化整備を実施する際に活用する基準等

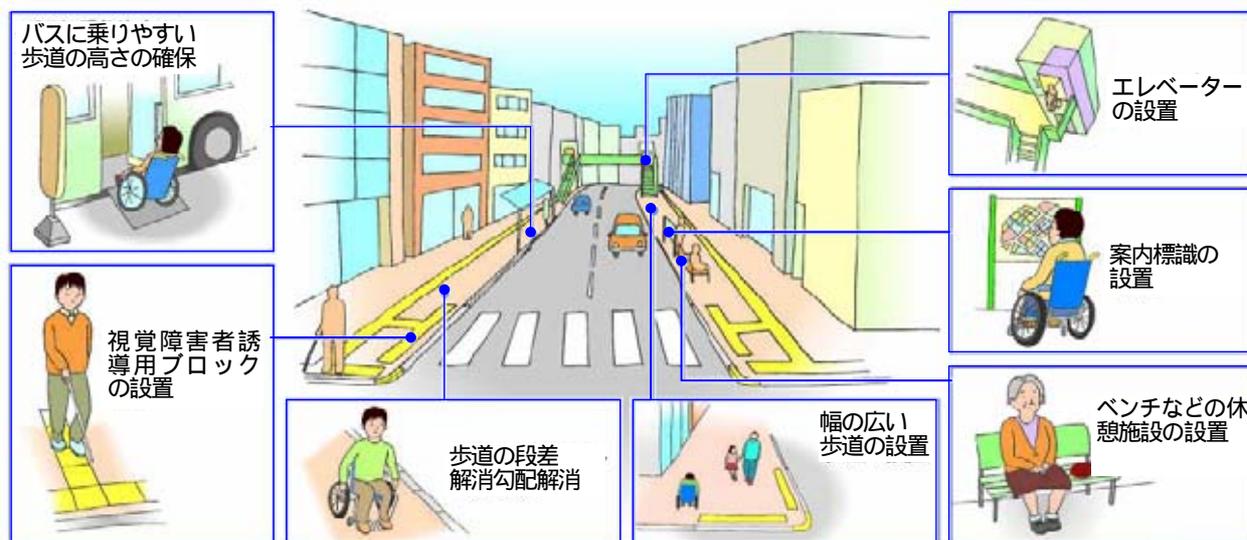
基準等の種別	略称・項目	基準およびガイドライン名称	基準等の所管	作成年月
移動等円滑化基準	公共交通 移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準(省令)	国土交通省	H18.12
	道路 移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(省令)	国土交通省	H18.12
	交通安全 移動等円滑化基準	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準(規則)	国家公安委員会	H18.12
	路外駐車場 移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(省令)	国土交通省	H18.12
	建築物 移動等円滑化基準	高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(政令)	国土交通省	H18.12
	建築物 移動等円滑化誘導基準	高齢者、障害者等の移動等円滑化のために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(省令)	国土交通省	H18.12
	都市公園 移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(省令)	国土交通省	H18.12
移動等円滑化整備ガイドライン等	旅客施設	バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)	国土交通省	H19.7
	車両	バリアフリー整備ガイドライン(車両等編)	国土交通省	H19.7
	道路	道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター	H20.2
	都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省	H20.1
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省(監修)	H19
条例等	道路、公共交通	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都	H12.12
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例	東京都	H18.12
	駐車場	東京都駐車場条例	東京都	H16.4
		駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社	H19.2
	トイレ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 - とうきょうトイレ、その方向性 -	東京都	H18.7

【参考：基準適合の対象施設と主な基準】

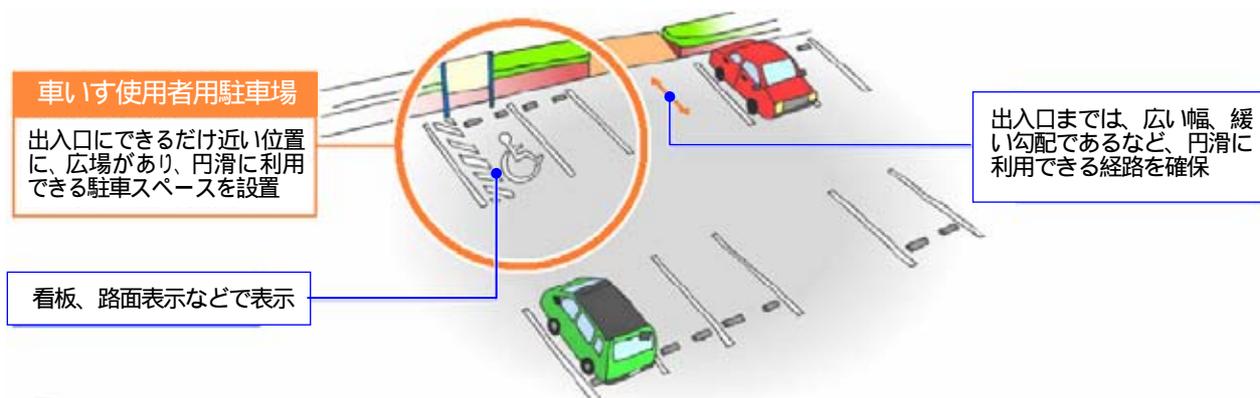
ア 公共交通機関



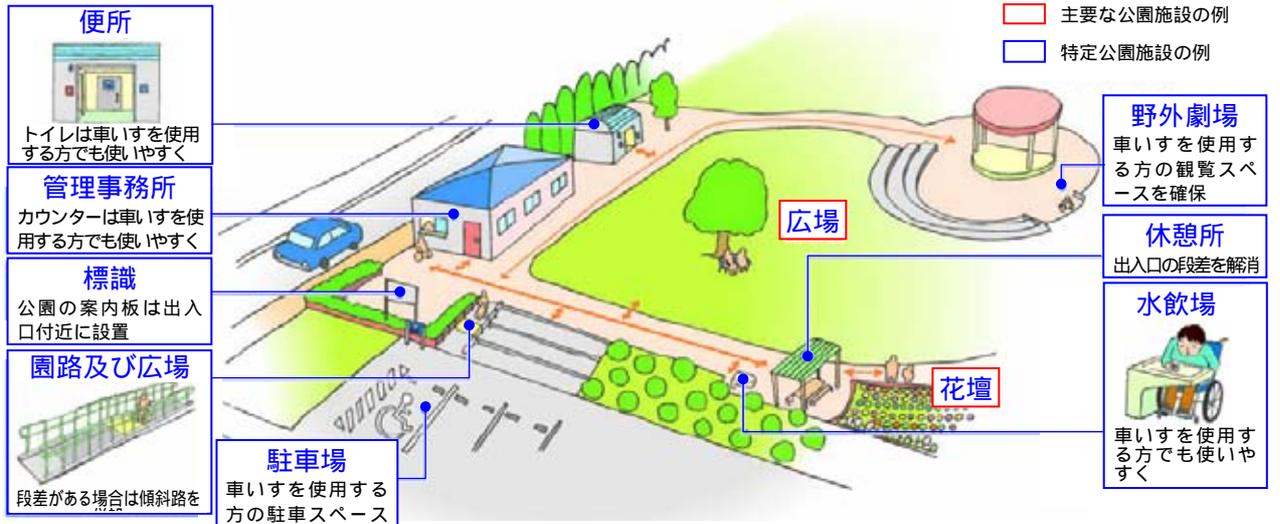
イ 道路



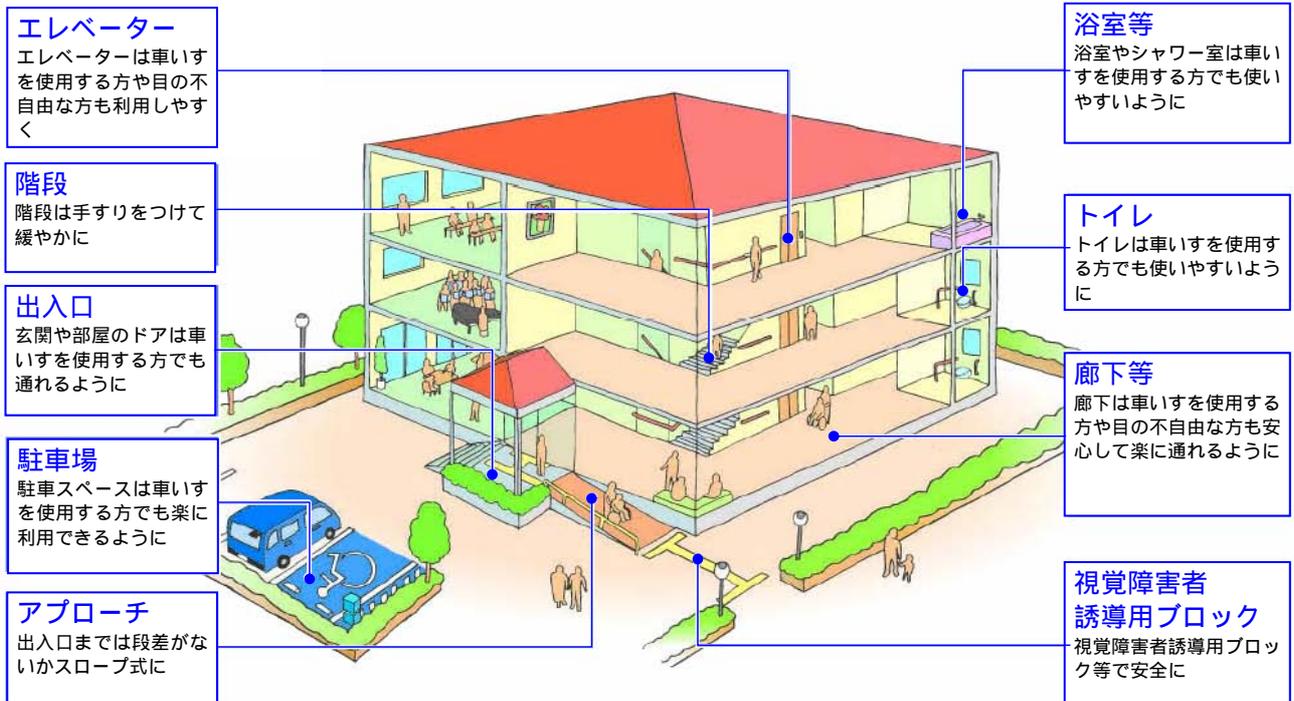
ウ 路外駐車場



エ 都市公園



オ 建築物



カ 信号機等



音響式信号機



エスコートゾーン（視覚障害者横断帯）

資料：国土交通省ホームページより作成

図 5-1 基準適合の対象施設と主な基準